支援を行っていきます

吉岡町犯罪被害者等支援条例が制定されました

携しながら、支援を行ってい 署や公益社団法人被害者支援 例」が、4月1日から施行され のご家族を支援するための きます センターすてっぷぐんまと連 ました。これに伴い、町は警察 吉岡町犯罪被害者等支援条 犯罪被害に遭われた人やそ

見舞金支給

給します。 のご遺族に対し、見舞金を支 遺族見舞金 犯罪被害に遭われた人とそ

▼支給額 30万円

犯罪被害に遭われ、亡くなっ た人のご遺族

▼**支給額** 10万円 里傷病見舞金

負った人 犯罪被害に遭われて重傷病を

犯罪被害者等一時金

▼支給額 5万円

遺族見舞金、 重傷病見舞金の

※詳しくは、町ホームページ

せください。 をご覧になるか、お問い合わ

▼問い合わせ先

健康福祉課 福祉室

各種相談など

渋川警察署

ターすてっぷぐんま **☎**027·253·9991 公益社団法人被害者支援セン

見舞金について

☎26・2246 (直通)



両耳の聴力レベルが40デシ

聴力障害による身体障害者 ベル以上の人

新たに補聴器を購入する場

聴器本体に係る部分に限りま 理医療機器認定を取得した補 ※助成対象となる補聴器は管

▼受付開始日

を助成します。

5月1日®

▼対象(次の全てに該当する

●町内に住所を有し、65歳以 上の人

手帳の交付が受けられない

した人 補聴器の使用が必要である と耳鼻咽喉科専門医が判断

助成金額

合に要する費用の2分の1 上限25,000円

高齢者の補聴器の購入を助成します

5月1日®から、申請は購入前に

する場合に要する費用の一部 るため、新たに補聴器を購入 ニケーションの手段を確保す に支障がある高齢者のコミュ 聴力の低下により日常生活

補聴器購入後の申請は対象

外です。必ず購入前に申請

してください。

助成できる台数は1人1台 に限ります。

>診察料、検査料、意見書作成 助聴器(集音器)は助成の対 象外です。

補聴器の修理、保守、電池交 換および付属品のみの購入 料などは自己負担です。

・申請に必要なもの

費用は助成の対象外です。

一申請書

|耳鼻咽喉科専門医の意見書 オージオグラム(純音聴力 ロードできます。) (ホームページからダウン

|補聴器の見積書の写し(宛 図) (申請日前3カ月以内の

申請・問い合わせ先 名が対象者のもの

健康福祉課 介護高齢室

☎26.2247 (直通)

▶対

ナンバーディスプレイなど

特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助します

の世帯員 人またはその人の属する世帯 申請日時点において町内に 住所を有している65歳以上 次の全てに該当する

特殊詐欺対策電話機や後付 あること などの購入から1年以内で けの特殊詐欺電話対策装置

·補助金額

☆26・2243(直通

購入費の2分の1(100

納がないこと

世帯員全員に町税などの滞

□領収書 |保証書の写し

□通帳など(振込先が分かる もの)の写し

総務課 協働安全室 ▼申請・問い合わせ先

□申請書(窓□で受け取るか) ▼申請に必要なもの

町ホームページからダウン ロードしてください。)

する人 置した人で、次の全てに該当

いること

自動車運転免許証を保有し

☎26.2243(直通)

ていること

▼対象

満70歳以上で後付けの自動

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

問い合わせ先

18歳以上の町内在住者または在勤者

消防団は、消火活動のみならず、自然災害時 における活動など、地域で非常に重要な役割を 担っています。そのほかにも、防災訓練や火災 対応訓練への参加など、消防力・防災力の向上

消防団員は全国的に減少傾向にあり、町も例 外ではありません。地域の安全・安心を守るた め、消防団への入団をご検討ください。興味の

大きな役割を果たしています。

ある人はお気軽にお問い合わせください。

▼補助金額

限りです。

※申請回数は1人につき1回

誤発進防止装置の購入・設 町税を滞納していないこと

置から1年以内であること

切り捨て)で、上限2万円 用の2分の1(100円未満 購入および設置にかかる費

□領収書など (購入日および 購入額が記載されているも

□取扱説明書など(自動車誤

発進防止装置の概要が分か

るもの)

□申請書(町ホームページか ▼申請に必要なもの]自動車検査証の写し]運転免許証の写し らダウンロードできます。)



車誤発進防止装置を購入・設 ●申請日に町に住所を有して 総務課 協働安全室 ・申請・問い合わせ先 もの)の写し

]装着状況が分かる写真 通帳など(振込先が分かる ないことを証明するもの |補助対象者に町税の滞納が



金

目動車誤発進防止装置設置費補助

後付けの装置に限ります

お出かけや通院などにご利用ください

タクシー運賃を助成

のいずれかに該当する人 ▼ 対 象 どの一部を助成します。 を利用した際に支払う運賃な ①年齢満70歳以上の人 通院や外出などでタクシー 町に住所を有し、次

③身体障害者手帳1・2級(じ 育手帳Aのいずれかの所持 者保健福祉手帳1・2級、療 の補助利用なし)、精神障害 ん臓機能障害者通院交通費

▼申請に必要なもの]申請書(町ホームページか

間に余裕をもって申請してく ※即日交付はできません。時 □手帳(対象③に該当する場 合のみ)

]申請者の本人確認書類

らダウンロードできます。)

ださい。

▼助成内容

ます。 付します。 ※申請日に応じて一括して交 成券を、年間最大72枚交付し 1枚500円相当の利用助

できる枚数が増えました 令和6年度から一度に利用

うになりました。 2枚まで一度に利用できるよ で乗車した場合は1人につき まで、助成券所有者が複数人 人で乗車した場合は4枚

できるようになります 介護・福祉タクシーが利用

町ホームページをご覧いただ くか、企画室までお問い合わ 業者は随時更新されますので ます。利用できるタクシー事 約ができ次第利用可能となり なります。事業者と町との契 タクシーが利用できるように 令和6年度から、介護・福祉

▼利用方法

できます。 賃の支払いに、助成券を利用 タクシーに乗車した際の運

町内である場合に限ります。 シー事業者のみで利用できま ※町と契約を締結したタク ※助成券の利用は、乗車地・目 的地の両方またはいずれかが

ご利用ください。

ります。事業者にご確認の上、

の料金が請求される場合があ 要な場合や、別途、介助料など については、事前に予約が必 ※介護・福祉タクシーの利用

②年齢満19歳以上で運転免許

を持たない人

の人へ 介護・福祉タクシー事業者

ください。 は、企画室までお問い合わせ 町との契約を希望する場合

ります。 む事業であることが必要とな する自家用有償旅客運送を営 条第2号および道路運送法施 車運送事業または同法第78 に規定する一般乗用旅客自動 ※道路運送法第3条第1号 行規則第49条第2号に規定

企画財政課 企画室 ▼申請・問い合わせ先

☎26.2241(直通

せください。



堆肥散布にご理解とご協力をお願いします

畜産農家は家畜排せつ物の野積み・素掘りなどは法律で禁止されています。また、適正な管理が義務づけら れています。堆肥が野積み状態で放置された場合、悪臭やハエなどが発生し、近隣住民の迷惑になるだけでな く、環境への悪影響が生じる可能性もあります。耕種農家などにおいても、堆肥や家畜のふん尿は適正な管理 をしましょう。

堆肥散布は農作物の健全な生育に重要な作業です。町民の皆さまにおかれましても、気象状況などによって は、散布された堆肥の臭いが住宅地などに流れることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

> 産業観光課 農業振興室 問い合わせ先 ☎26-2281 (直诵)